

令和5年度新入学児童・生徒の指定校変更認定結果

令和5年4月7日現在

	No.	学校名	1号事由	2号事由	4号事由	6号事由	7号事由	8号事由
小学校	1	杉並第一		3		1	1	
	2	杉並第二		1			6	
	3	杉並第三				1	1	
	4	杉並第六		2	2		3	
	5	杉並第七		7	1	3	3	
	6	杉並第九		2	1		1	
	7	杉並第十		8			7	
	8	西田		4		1	1	
	9	東田	2	2			1	
	10	馬橋		3			3	
	11	桃井第一		1	2			
	12	桃井第二	1	5		2	1	
	13	桃井第三	1	9	1	3	11	
	14	桃井第四						
	15	桃井第五	1	4			1	
	16	四宮		3	1			
	17	荻窪	2					
	18	井荻		3		6		
	19	沓掛			2		2	
	20	高井戸		2				
	21	高井戸第二	1	2	1	2	4	
	22	高井戸第三		3		2	3	
	23	高井戸第四		3			1	
	24	松庵		2				
	25	浜田山		6	1	2	5	
	26	富士見丘					2	
	27	大宮		9	1	1	1	
	28	堀之内			2	3	1	
	29	和田		1		1	3	
	30	方南	1		2	4	1	
	31	済美		1			1	
	32	八成	1					
	33	三谷		7	1	1	1	
	34	松ノ木		2			1	
	35	高井戸東		1				
	36	久我山						
	37	天沼	1					
	38	永福		3		1		
	39	新泉和泉	1	15	1	4	4	5
	40	高円寺	2	11	2	4	1	
	小計		14	125	21	42	71	5
	1	高南		3			12	
	2	杉森		4			9	
	3	阿佐ヶ谷					8	
	4	東田					6	
	5	松溪					17	
	6	天沼		1			8	
	7	東原					3	
	8	中瀬		4			6	
	9	井荻					10	
	10	井草					7	
	11	荻窪		2			6	
	12	神明		1			16	3
	13	宮前		2			11	
	14	富士見丘					1	
	15	高井戸		2			18	
	16	向陽	1				9	
	17	松ノ木					10	
	18	大宮		2			14	2
	19	泉南		2			2	
	20	和田		1			5	
	21	西宮		1			10	1
	22	和泉		2				18
	23	高円寺		1			1	12
	小計		1	28		189	36	
	合計		15	153	21	42	260	41

※以下については、その内容に配慮して全体の件数のみを記載。

- ①3号事由(児童又は生徒の心身の障害に関する事情による場合) 小学校1名、中学校13名
- ②5号事由(いじめ、不登校その他の学校生活の事情による場合) 小学校5名、中学校25名

杉並区における指定校変更の申立てに関する審査基準及び事務処理要綱

※ 別表第1（第2条-第4条、第6条、第8条関係）指定校変更審査基準より抜粋

号	認定事由
1	転居その他居住地の変更に関する事情による場合
	(1) 在学中に転居し、引き続き現に在籍している学校への就学を希望する場合
	(2) 家の建替え等の一時的な転居で、1年以内に再度の転居の予定があり、引き続き現に在籍している学校への就学を希望する場合
	(3) 1年以内に転居の予定があるため、あらかじめ転居予定地の指定校への就学を希望する場合
2	児童又は生徒の兄弟姉妹が現に在籍する学校への就学を希望する場合
3	児童又は生徒の心身の障害に関する事情による場合
	(1) 心身の障害や病虚弱のため通学距離等に配慮する必要がある場合
	(2) 慢性疾患等により定期的な通院が必要であり、病院に最寄りの学校へ通学する必要があると認められる場合
4	保護者の就労、親族関係の変更その他の家庭の事情による場合
	(1) 保護者が長期療養、介護等のため、児童又は生徒が住所地以外で保護されることに伴い、保護先の指定校への就学を希望する場合
	(2) 保護者の就労等のため、児童が放課後に保護者の親族・知人の居所又は保護者の勤務先の所在地で過ごすため、その地域の指定校への就学を希望する場合
	(3) 保護者の離婚、別居等の理由により、児童又は生徒が住所地以外で生活しており、その居住地の指定校への就学を希望する場合
5	いじめ、不登校その他の学校生活の事情による場合
	(1) いじめ・不登校等により在籍している学校への通学が困難な状況にあり、特に配慮を必要とする場合
	(2) 学校入学時において、保育園、幼稚園、小学校等におけるいじめ等が理由で指定校に就学することが困難であり、特に配慮を必要とする場合
6	住所地から指定校までの道のりが、住所地から最も近い隣接校までの道のりの概ね2倍になる場合
7	学校の特色ある教育活動等に参加を志望する場合
8	その他
	(1) 杉並区立新泉和泉小学校及び杉並区立和泉中学校の指定通学区域の特例措置に該当する場合
	(2) 杉並区立桃井第二小学校の指定通学区域で杉並区立井荻中学校及び杉並区立天沼中学校が指定校となる区域の特例措置に該当する場合
	(3) 施設一体型小中一貫教育校に在籍する児童の場合（杉並区立新泉和泉小学校及び杉並区立高円寺小学校）
	(4) 第1号から第7号までに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合